

議案第 27 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 2 月 22 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例

三田市都市公園条例(平成2年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項各号列記以外の部分中「法第6条第1項」を「法第5条第1項、法第6条第1項」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 法第5条第1項の規定に基づく使用者 三田市行政財産使用料条例(平成7年三田市条例第8号)第3条第1号、第2号及び第4号の規定を準用して算出した額

第16条第2項及び第3項中「第2号」を「第3号」に改める。

別表第1に次のように加える。

149	天神上ノ宮公園	三田市天神三丁目5298番	街区公園
150	天神垣内公園	三田市天神三丁目5292番	街区公園

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。